

争点に関する当事者の主張の要旨

1 争点(1) (原告が本団体に含まれるか) について

(被告の主張)

5 (1) 本団体の沿革について

本件において、団体規制法5条1項に基づく本件観察処分を受けている団体は、「Aを教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」(本団体)である。

10 オウム真理教の構成員らは、サリン事件等の重大凶悪事件を組織的に敢行したものであるところ、オウム真理教においては、教祖であるAを「尊師」又は「グル」と尊称して同人に絶対的に帰依し、かつ、最終目的である衆生救済を実現するためにはタントラ・ヴァジラヤーナの実践が不可欠であるとした上で、その具体的規範として、結果のためには手段を選ばず、殺人を行うことも肯定
15 されるとする「五仏の法則」を説き、殺人の実行も「マハームドラーの修行」として正当化されるという反社会的で危険な教義を有していた。

オウム真理教における上記教義の実践としての修行体系は、社会から隔絶された孤立的・閉鎖的なコミュニティーを形成し、出家により一般社会から隔絶して構成員らの後戻りを困難なものとしつつ、過酷な環境の下、Aへの絶対的
20 な帰依を求め、上記教義を不可逆的に深く受容させて、構成員らの犯罪に対する反対動機の形成を無力化し、組織的な犯罪行為を可能とするものであった。

本件観察処分時の本団体の構成員らは、上記教義が社会的に完全に否定されてもなお、上記教義の深い宗教的受容に変容を来さなかった者らであり、不変な宗教的受容を共通の土壌として、非常に強固な結び付きを有していた。

25 (2) 団体規制法4条2項が規定する「団体」について

団体規制法4条2項は、「団体」について、「特定の共同目的を達成するた

めの多数人の継続的結合体」と規定しているところ、一般に、上記の「結合体」とは、「多数人の組織体であって、その構成単位たる個人を離れて、結合体としての独自の意思を決定し得るもの」をいうと定義されている。そして、本団体を構成する集団は、アレフを主要な集団とするものから、ひかりの輪や
5 Alephなどと称する各集団に分派・分裂しているため、これらの各集団が一つの「結合体」たり得るかが問題となり得るところである。

しかし、団体規制法における「団体」とは、当該団体の活動状況を明らかにし又は無差別大量殺人行為の再発を防止するという同法の趣旨・目的を実現するために規制対象を的確に画する概念として機能すべきものであり、無差別大量殺人行為を行う危険性を保持した社会的実体として認識される団体ないし集
10 団の実態を踏まえて、これらをどのように、どの範囲で包摂して規制対象とするのが適切かという観点から、法的に観念されるべきものと解すべきである。そして、団体規制法において規制対象となる集団は、事柄の性質上、そもそも組織実態及び意思決定等が行われる指揮系統が判然としないものであるばかり
15 か、様々な要因で、名称、組織構成等の変更及び離合集散をする特徴を有するものであり、長期間の観察処分下において、様々な変化が生じることが、当然に想定されるものである。団体規制法の諸規定（公安審査委員会において実施される意見聴取の通知についての同法16条及び17条等）は、こうした集団の特徴を踏まえ、当該団体の主要な組織実態や指揮系統の在り方が判然としない
20 集団についても、「団体」として規制対象とすることを予定していると解される。このことを踏まえると、上記の「結合体」の該当性を判断するに当たっては、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を伴った集団又は各集団の活動実態を客観的にみて、「結合体として独自の意思を決定し得る」ことを基礎付ける事情が存するか否かという観点から判断されるべきであり、当該集団又は各集団
25 において、同一の「特定の共同目的」を有し、これに起因する客観的な危険性の要素（人的属性、首謀者の影響、綱領及び活動状況等〔団体規制法5条1項

各号参照]) が実質的に共通である場合、すなわち、分派・分裂した各集団が
いずれも同一の「特定の共同目的」を有することに加え、当該各集団における
構成員の人的属性、首謀者の影響、綱領、活動状況等の客観的な事情を総合的
に考慮し、当該各集団が、「特定の共同目的」を共有しつつ、実質的に共通し
た活動を行っていると思われる場合は、客観的に見て、一つの結合体として
意思決定をすることに支障は存在しないといえる。したがって、このような場
合は、当該各集団は、結合体として独自の意思を決定し得るものといえるから、
一つの継続的「結合体」であり、一つの団体であると判断されるべきである。

(3) 原告とA l e p h等が一つの結合体と評価されるべきこと

ア Bが原告を設立するに至ったのは、本団体を存続させ、オウム真理教の教
義を広めこれを実現するため、「A隠し」(Aの絶対者性の否定の仮装)、
危険な教義の棄教の仮装及び組織分割をしようとしていたAの意思を押し量
つてのものであり、原告は、「Aを教祖・創始者とするオウム真理教の教義
を広め、これを実現すること」という特定の共同目的(以下「**本件共同目
的**」)のために設立されたものである。

イ 原告が本件共同目的の下に設立され、第3回更新決定時にこれを有してい
たことは、東京地裁平成23年判決によって認定され、平成24年1月の第
4回更新決定以降においても同様に認定されている。したがって、原告の本
件共同目的の存否については、本件更新決定時において、原告に存在してい
た本件共同目的が失われたといえるかという観点から考察すべきであり、こ
れが失われたと認められるためには、その組織形態、構成員の人的属性及び
活動実態等が相当程度変化していると認めるに足りる事情が存することが必
要である。

しかしながら、原告の組織形態、構成員の人的属性及び活動実態等は、本
件更新決定時までの間、特段の変化がなく、かえって、原告については、表
面上の「脱A」とは裏腹に、オウム真理教との共通性・類似性が顕著であり、

本件共同目的が失われたと認めることができない。

すなわち、原告は、①その組織形態は発足当時から一貫してオウム真理教の組織形態の特徴である「位階制度」に基づく指導体制を維持しており、その役職員及び構成員の大多数がサリン事件前からのオウム真理教の構成員ら
5
によって占められ、②現在に至るまで、大黒天や三仏等の神仏にAを投影し、これらを構成員らに示すことで、Aに対する個人崇拝を浸透させながら、③Aが確立したオウム真理教の修行体系の本質的部分である「四つの柱」を継承した活動を通じてその教義を広めており、④原告の構成員らの言動からも、依然としてAへの帰依心を看取することができる。

とりわけ、原告において、真に「脱A」を遂げたのであれば、Aの化身など
10
と位置付けられていた神仏は、真っ先に自己の施設内から排除し、崇拝の対象から除外するはずであるし、オウム真理教を真に棄教したのであれば、少なくともその教義や修行体系等の本質的部分において、類似ないし共通するものは継承していないはずである。

しかるに、原告においては、かねてAないしシヴァ神と同一視された大黒
15
天や三仏について、様々な解釈を加えながら、崇拝の対象とし続けていたのみならず、今日においても、シヴァ神ないし大黒天と関係があるとB自身が説明していたミシャグチ神を崇拝の対象とし、Aに対する個人崇拝を構成員らに浸透させる活動を継続しており、B自身が、崇拝の対象を収める仏具である厨子の中にミシャグチ神の額入り写真を保管している。
20

加えて、オウム真理教は、「教学」、「功德」、「行法・瞑想修行」、
「イニシエーション」を修行の「四つの柱」とし、オウム真理教の最も基礎
的ないし本質的な部分であって特徴的なものであると位置付けていたところ、
原告は、これを堅持した活動を行っている。

そして、オウム真理教と原告双方の「四つの柱」を構成する個別の要素に
25
ついて、共通性が認められるのはもちろんのこと、これらの要素を「四つの

柱」として組み合わせて修行体系を構築していることは、オウム真理教と原告に共通する極めて特徴的な点である。特に、上記の「功德」は、構成員を一般社会から遮断して構成員に団体の事務を無償で行わせることにより、構成員を団体に依存させて執着心を植え付けさせる出家制度を含み、これに仏教の教えやヨーガの行法、イニシエーションの発想を組み合わせて修行体系を構築している点は、他の一般的な宗教団体やヨーガ団体とは異なる特徴である。

このような特徴は、「A隠し」を目的とした設立の経緯や、原告の構成員の多くが、オウム真理教の教義を深く受容したサリン事件当時の構成員であることと相まって、原告において、本件共同目的が失われておらず、かえってこれを保有し続けていることを強く推認させるものである。

ウ 他方、A l e p hにおいても、A及びAの説く教義への絶対的帰依を培い、Aの意思を実現することをその根本的な目的としていることに照らし、本件共同目的を有していると認められることに加え、原告と同様、上記「位階制度」を維持し、構成員の大多数がサリン事件前からのオウム真理教の構成員らによって占められ、構成員らにAに対する個人崇拜を浸透させるとともに、上記の「四つの柱」を継承した活動を行っている。

さらに、Fらの集団も、A及びAの説く教義への帰依を培い、Aの意思を実現することの重要性を強調する指導をしていることなどに照らし、本件共同目的を有していると認められる上、上記の「位階制度」を維持し、その構成員らの大多数がサリン事件前からのオウム真理教の構成員らによって占められ、Aがオウム真理教の最大の特徴と位置付けていたイニシエーションとしてP S Iを使用したり、Aの唱えるマントラを電気信号に変換して流した飲料水を使用するなど、客観的にみて、原告及びA l e p hと実質的に共通した活動を行っていることは明らかである。

エ このように、原告、A l e p h及びFらの集団は、「オウム真理教の教義

を広め、これを実現する」「特定の共同目的」を共有し、かつ、客観的に見て、実質的に共通した活動を行っている」と認められ、「多数人の組織体であって、その構成単位たる個人を離れて、結合体としての独自の意思を決定し得るもの」といえるから、上記各集団は、一つの結合体として、本団体に包
5 摂されることになる。

(4) 仮に原告とA l e p h等の各集団が一つの結合体と評価することができないとしても、本団体と原告の実質的同一性という観点から、原告は団体規制法5条4項が定める「団体」に包摂されること

ア 上記(2)のとおり、団体規制法において規制対象となる集団は、事柄の性質
10 上、そもそも組織実態及び意思決定等が行われる指揮系統が判然としないものであるばかりか、様々な要因で、名称、組織構成等の変更及び離合集散をする特徴を有するものであり、長期間の観察処分下において様々な変化が生じることが当然に想定されるものである。そして、団体規制法は、当初定めた観察期間が経過しても、観察処分の対象となった団体が引き続きその属性
15 として無差別大量殺人行為に及び得る危険な要素を保持し、かつ、上記団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合があることに鑑み、当初の観察処分の期間を更新することを認めている（同法5条1項、4項）。これに加えて、同法がその期間更新の回数に制限を設けていないことに照らせば、同法は、無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動
20 状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置が不断に講じられることを求めているというべきであるから、観察処分に係る期間更新処分が当初の観察処分から相当期間が経過した後に行われることも当然に予定していると解される。

そして、観察処分から相当期間が経過すれば、観察処分を受けた団体の構
25 成員の入れ替わりや内部の意見対立によって上記団体の名称や組織構成等の変更及び離合集散等が生じることも経験則上容易に想定され、過去に無差別

大量殺人行為に及んだ団体である以上、規制を潜脱する目的で、頻繁に分派、独立、新団体の設立などを行うことも想像に難くない。このような場合に、上記の各団体につき、再度の調査や観察処分の請求等の過程を経て新たに観察処分を行い、規制の範囲を確定し直すとすれば、規制が及ばない期間が存することを許容することになりかねないところ、上記のとおり、必要な規制措置を不断に講じることを求める団体規制法がそのような事態を想定しているとは解し難い。むしろ、各団体が、人的属性や活動実態等に照らし、観察処分を受けた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情がない限り、上記各団体を引き続き観察処分下に置き、必要な規制措置が講じられることとした上で、公安審査委員会による期間更新（同法5条4項）において観察処分の更新の可否を判断するものとしていると解することが、同法の目的にかない、また同法の規定に適合すると解される。このように解したとしても、分派・分裂した団体に更新の要件がなければ、更新処分は不適法となるのであるから、不当な結果になることもない。

イ 以上を踏まえて原告の実態についてみると、本団体は主にアーレフの名称で活動する集団で構成されていたところ、Bは、アーレフ内の賛同者と共にアーレフを脱会し、平成19年5月に原告を設立した。そして、原告においては、アーレフの代表者であったBが原告の代表に就任し、平成19年5月6日時点で原告の活動に参加しているとした「専従会員」57名、「非専従会員」106名のうち、「非専従会員」の1名を除き、全員がかつてアーレフにおいて活動していた者であった。

本件観察処分は、平成24年1月の第4回更新決定、平成27年1月の第5回更新決定により、原告及びA l e p hを主要な構成要素とする本団体に対して、適法に効力を及ぼしているところ、Bは、上記各更新決定において、本団体の主幹者とされている。また、第5回更新決定前の平成26年10月末時点で、国内の構成員143名のうち、①出家した構成員は17名、②同

居する在家の構成員は6名、③それ以外の在家の構成員は91名、④入会していないが、その活動に参加することがあり、公安調査庁の任意報告に同意した構成員は29名であるところ、これらのうち、出家した構成員の全員及び他の構成員の6割以上がサリン事件前からの構成員であった。

5 ウ 本件更新決定時における原告についてみても、上記(3)イのとおり、①発足
当時から一貫してオウム真理教の組織形態の本質である「位階制度」を維持
したものとなっており、その構成員の大多数がサリン事件からのオウム真理
教の構成員らによって占められていて、その組織形態や人的属性に大きな変
化はなく、②大黒天や三仏等の神仏にAを投影し、これらを構成員らに示す
10 ことで、Aに対する個人崇拜を浸透させており、③とりわけ、オウム真理教
が「四つの柱」とした「教学、功德、行法・瞑想修行、イニシエーション」
を継承し、頑なに堅持しているなど、オウム真理教の修行形態の最も基礎的
かつ本質的で特徴的な部分を継承している。

このように、原告は、本件更新決定時においても、「Aを教祖・創始者と
15 するオウム真理教の教義を広め、これを実現すること」を「特定の共同目
的」とする多数人の継続的結合体であって、本団体とその目的を共通にして
おり、かつ、その活動状況においても「本団体」と実質的にみて異なるところ
はなく、十分な共通性が認められる。

エ したがって、原告は、本件更新決定時において、本件観察処分の対象とな
20 った本団体そのものの一部であり、その基本的性質を異にするに至ったと認
められる特段の事情はないから、本団体に包摂され、なお本件観察処分の効
力が及んでいるというべきである。

(原告の主張)

(1) 原告とA l e p h等が一つの結合体と評価されるべきではないこと

25 ア 団体規制法は、その1条から3条までにおいて、同法の解釈適用が決して
憲法違反に陥ることがないように厳しく戒めており、安易な解釈適用は許され

ないというべきであるから、同法5条4項の「団体」も厳格に解釈されるべきであり、同項の「団体」といえるためには、「組織体として独自の意思を決定し得る仕組みが存在し相応に機能すること」を要すると解すべきである。

イ 原告においては、①オウム真理教時代を時系列に詳細に分析し、Aやその
5 教義への信仰に関する具体的かつ詳細な反省をした総括、心理学的な知見や
Aの幼少期からの人格を調査した広汎な資料に基づきAが人格障害者であつ
たと結論付けた総括、役員を始めとする専従会員・非専従会員個人によるオ
ウム真理教時代の総括などを行い、徹底したオウム真理教時代の反省・総括
10 の取組がされ、②専従会員の居住状況は、大規模施設や集団居住が完全に解
消され、オウム真理教型の出家制度は廃止され、専従会員には個人資産の保
有が相当に認められ、親族や外部との交流がある開放的なものとされ、③平
成21年2月以降、青山学院大学法学部教授の指導を受け、組織的に自己反
省法「内観」を実践し、オウム真理教時代の反省・総括を一層深め、④外部
15 監査委員会を設置し、外部識者の監査や指導を受け、⑤様々な機会に一般人
や社会との交流がある。

原告は、設立当時から、従来の宗教の最も悪い点を凝縮していたともいえ
るオウム真理教とAに対する反省・統括に基づく方針として、従来の宗教と
は違った21世紀の新しい宗教、新しい思想を目指すことを掲げ、平成24
年頃からは、宗教という言葉から離れ始め、「新しい智慧の学びの場」と自
20 己規定するようになり、平成25年には自らを「哲学教室」と規定するに至
った。さらに、原告は、同年12月に基本理念を改正し、特定の存在に対す
る絶対視や盲信を否定するとともに、人間から分離された超越的絶対者を崇
拝することなく、理性を十分に維持して、構成員ら自身の内側や周辺の現実
世界の中に神聖なる存在を見いだして尊重していくことの実践を行うべく、
25 団体を「思想哲学の学習教室、哲学教室」と正式に位置付け、以降、祭壇の
廃止、供養の儀礼の廃止、大黒天関係の法具の破棄、三仏の廃止、聖音水の

廃止，密教修行の廃止，哲学教室に相応しい教材への改革等を行った。

以上のとおり，原告は「脱A」の諸改革を実行したのである。

ウ また，代表のBを始めとして原告の指導員は，自らのオウム真理教・アーレフ（アレフ）時代の反省・総括を公表し，A・オウム真理教・A l e p h を徹底的に批判する活動を広汎に行っている。原告は，A l e p h 信者がA l e p h から脱会できるよう支援したり，新たにA l e p h に入会する者が生じないよう未然に防止したりする活動に取り組んでいる。オウム真理教犯罪被害者支援機構（以下「被害者支援機構」という。）は，同機構が有するオウム真理教の著作物の著作権に基づき，同著作権を侵害しないよう求めて，A l e p h を相手に東京地方裁判所での調停手続を進めているところ，原告は，オウム真理教の著作物全体を網羅的に調査し，被害者支援機構に著作権があることを立証する証拠資料を提供するなど，同機構への協力を行っている。以上のとおり，原告は，「反A」，「反オウム」，「反A l e p h」の諸活動を行い，全力でオウム真理教の教義の流布を防いできた。

原告とA l e p h は，この約10年間にわたって激しい対立関係にあり，両者の各構成員が互いに共同の目的に沿った行動をとる相互関係にないことは，現実的にも明らかである。

エ Bは，平成18年前半以前は，Aから自立することを欲する一方で，完全にはAから脱却しきれない未熟さや弱さがあったため，別団体やAからの自立を肯定する内容のAの言葉や説法を利用して，段階的にAから脱却しようと葛藤していたのであり，特に平成17年頃は，A家を中心としたAを絶対視するグループからの批判・攻撃を和らげ，これに従わずにB派の活動をしやすくしようとする意図もあった。

その後，Bにおいては，平成18年前半から平成19年のアーレフ脱会までにかけて，大きな変化が生じ，完全といってよいほどにAからの脱却が図られ，Aの意思に反し，本当の意味でAを否定し，Aの教義を越えた全くの

新団体を創設する意思を固めていった。

原告においては、平成18年10月から11月に開かれた出家信者の総会での話合いの結果、全てのAの教材を破棄することが決まり、これ以降現在に至るまで、団体として、個人として、Aからの真の脱却のための様々な努力が積み重ねられた。

オ Aが存続を意図していた組織は、飽くまでも、形を変えながらも実質的にはAを信仰する宗教組織にほかならず、Aが示していたという絶対者性の否定は、単にAが教団の代表者及び教祖の地位を降りるということにすぎず、絶対者性の否定という性格を持つものではない。また、Bが平成11年12月までの服役中に作成したノートの記載も、飽くまでAの尊重を基盤とするものであった。Aが示していたという危険な教義の棄教についても、タントラ・ヴァジラヤーナやその教本を封印するというにとどまり、飽くまでもAへの絶対的帰依は教義の根幹として存置するものであった。

これに対し、前記イのとおり、原告は、Aへの信仰はおろか、全く正反対にAを人格障害者と位置付けて根本的に否定し、AやAのような人物への帰依を行わせないための活動を徹底して展開しており、Aが存続を意図していた組織に当たるものではなく、原告の行動は、Aの意思に反するものである。

カ 以上を踏まえると、原告は、A l e p hとは別の団体である。

(2) 原告が本団体との同一性を有するものでないこと

ア 団体規制法は、その1条から3条までにおいて、同法の解釈適用が決して憲法違反に陥ることがないように厳しく戒めており、安易な解釈適用は許されないというべきであるから、被告が主張する団体の離散集合等が生じた場合には、各団体を一つの観察処分の中に包含するのではなく、むしろ各団体について個別の観察処分を行い、規制を行うことが相当というべきである。そのように解しないと、A l e p hの多数の行為が原因となって原告に対し観察処分が行われているように、自らの団体に責任のない他の団体の意思決定

に基づく行為が原因となって観察処分が継続することになり、不当である。

団体規制法は、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体を団体と定義している（同法4条2項本文）のであるから、複数の団体に結合性が認められる場合は「連合体」として規制し、ある団体の下部組織だけが問題となる場合には、当該下部組織だけを「支部」又は「分会」（同項ただし書参照）として、全体と区別して規制することを予定しているとみるべきである。また、団体に対しては、団体の意思決定の内容の報告が義務付けられ（同法5条2項5号、団体規制法施行令3条1号）、団体の役職員等の報告（団体規制法5条2項1～4号）も、全て当該団体に一つの組織体としての意思決定が存在することを前提とするものであるから、団体規制法は、その規制対象である団体の範囲を、一つの組織体としての意思決定の仕組みが相当期間にわたって存在するか否かによって画していると解すべきである。したがって、観察処分の対象となった団体が離合集散した場合、実態として、それらが一つの団体としての意思決定をすることができないときは、これを一つの団体とみなすことは許されず、公安調査庁長官は新たな観察処分をそれぞれの団体に対し請求し直すべきである。

イ また、原告は、本団体と基本的性質を異にしており、本団体に包摂されるものではない。

（ア） オウム真理教の教義の特質は、①Aへの絶対的帰依を培い、②殺人をも肯定するタントラ・ヴァジラヤーナを最上位に位置付け、③Aを王とする祭政一致の専制国家を構築するという政治上の主義と密接不可分に結びついたものであるから、原告がこうしたオウム真理教の教義を広め実現することを目的とする団体であるか否かは、原告の思想や教義の中に、上記の特質が含まれているか否かという観点からのみ厳格に判断されなければならない。原告の思想や教義において、上記の特質以外の、オウム真理教も実践していたごく一般的な仏教やヨーガ等の教義・修行や行動と少しでも

類似している点があることをもって原告と本団体との同一性を認めることは、原告及びその構成員がごく一般的な仏教やヨガ等の教義・修行等を実践していることを理由とした不利益処遇を行うことになり、団体規制法が厳しく戒める憲法違反に陥るものであって、許されない。この点は宗教学者によっても指摘されているところである。

5
(イ) 被告は、原告がオウム真理教の教義を有しているという根拠として、①原告がオウム真理教の「位階制度」を維持していること、②原告がAと同視される大黒天や三仏を崇拝していること、③原告がオウム真理教と共通する修行体系である「四つの柱」を有していることを挙げるが、その多くは、上記のオウム真理教の教義の特質とは全く関係のない、ごく一般的な
10 仏教やヨガ等の教義に過ぎないものである。

すなわち、上記①（位階制度）については、そもそも、Bは、原告の発足以前である平成18年5月の時点で行われた説法において、オウム真理教のステージ制度（位階制度）を全体的かつ明確に否定していた。また、
15 Bが、Aが同人に準じるものとして全ての信者の上に置いたAの家族に対して従わずに対立して分裂したことは、まさにオウム真理教の位階制度の否定にほかならない。そして、仮に原告の組織形態にオウム真理教のものと似た一面があるとしても、原告においてはグルとして各人の位階を決定する唯一の権能を有するAの言葉通りの実践をしていないから、両者が異なるものであることは明らかである上、オウム真理教の危険性は殺人を指示することが認められるAへの絶対的な帰依であって、位階制度はこうした危険性とは関係がない。BがA及びその家族を否定した事実こそが重視されるべきであり、その他の事情は危険性とは無関係な枝葉末節に過ぎないというべきである。

25 上記②（大黒天や三仏の崇拝）については、そもそも、原告は、発足以来特定の神仏を崇拝対象と位置付けたことはない上、平成26年からは哲

学教室に改革され、祭壇自体を放棄しており、いかなるものも崇拜の対象
としない思想を固めている。原告及びBは、Aとシヴァ大神を一体と見て
神格化するオウム真理教のシヴァ大神の信仰からは、比較的初期の段階で
脱却し、A崇拜を伴わない一般のシヴァ・大黒天信仰に移行した。Bは、
5 三仏について、釈迦を中心に、その智慧や方便・慈悲を体現する象徴とし
て観音と弥勒を配するという伝統的な仏教の定義に基づき定義を行っている
のであり、こうした解釈はAの言葉どおりの実践が原則であるAへの絶
対的帰依に反するものである。原告の活動に参加した者も大黒天や三仏を
Aと同視していないことは膨大なアンケートや参加者の陳述書に照らし明
10 らかである。

上記③（修行体系の継承）については、そもそも、被告が主張する四つ
の修行体系は、ヨーガや密教の宗派であればどのような団体でも有してい
るものであり、オウム真理教と同一であるとする根拠となるものではない。
原告における宗教的活動の総体的な性格は、Aに対する絶対的な帰依やオ
ウム真理教が引き起こしてきたテロ行為に対する痛切な悔悟と反省に立脚
15 するものであって、オウム真理教における無差別大量殺人行為に深く関連
した要素（二分法的世界観、Aへの絶対的な帰依〔グルイズム〕、ポア）
とは相当に異なるものである。

(ウ) 被告は、原告の構成員の大部分がオウム真理教の構成員であったことを
20 挙げているが、このような主張は、全ての国民に本来許されているはずの、
ごく一般的な仏教やヨーガ等に関する思想を保持したり、その思想に基づ
く行動をしたりすることが、かつてオウム真理教の構成員であった者につ
いては事実上禁じられることを意味するものであり、オウム真理教の構
成員であった者に対し不合理な差別をするものであるから、法の下での平等を
25 保障した憲法14条に反し、許されない。

ウ 以上のとおり、団体規制法によれば、本来、複数の団体に対しては一つの

処分には包摂せず、それぞれ処分を行うべきものである上、原告は本団体と基本的性質を異にしており、本団体に包摂されるものではない。よって、本件処分は違法である。

2 争点(2) (原告を含む本団体が団体規制法 5 条 1 項各号のいずれかに該当するか) について

(被告の主張)

(1) 団体規制法は、当該団体による無差別大量殺人行為の再発を防止することのみならず、当該団体の活動状況を明らかにすること自体によっても、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とするものである（同法 1 条）。このような観点から、団体規制法 5 条 1 項柱書は、過去に団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、同項各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対して観察処分をすることができる」と規定しているのであるから、同項 1 号から 4 号までについて、明文で規定された要件とは別に、当該団体に再び無差別大量殺人行為の準備行為を開始するとの点についての具体的危険性を要するものと解すべき必然性はない。むしろ、同項 5 号は、「前各号に掲げるもののほか」、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があることと規定しているのであるから、団体規制法は、同項 1 号から 4 号までに掲げられた事項のいずれかが認められれば、類型的に、当該団体について、団体の属性として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実がある」とみなしていると解される。

(2) 団体規制法 5 条 1 項 1 号に掲げる事項に該当すること

サリン事件は、A が独裁者として統治する祭政一致の専制国家を樹立するという政治上の主義を実現するために、A が、各犯行を実行することを決定し、本団体の構成員らに指示するなどしたものであり、A がサリン事件の首謀者で

あることは明らかである。

また、本団体については、原告、A l e p h及びFらの集団は、いずれも、Aに対する個人崇拝を維持しており、Aが説いた教義や修行体系を継承するなどして、Aの意思を押し量りながら活動しており、これらの事実からすれば、
5 本件更新決定時においてもなお、A及び同人の説くオウム真理教の教義が本団体の存立、運営の基盤をなしていることが認められ、Aが、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している。

したがって、原告を含む本団体は団体規制法5条1項1号に該当する。

(3) 団体規制法5条1項3号に掲げる事項に該当すること

10 Bがサリン事件当時オウム真理教の役員であり、かつ、本件更新決定時に至るまで、本団体の重要な一部を構成する原告の代表役員として活動して、その意思決定に関与し、かつ、事務に従事していることは明らかであるから、Bが現在もその役員であると認められる。

よって、原告を含む本団体は団体規制法5条1項3号に該当する。

15 (4) 団体規制法5条1項4号に掲げる事項に該当すること

オウム真理教においては、教祖であるAを「尊師」又は「グル」と尊称して同人に絶対的に帰依し、かつ、最終目的である衆生救済を実現するためにはタントラ・ヴァジラヤーナの実践が不可欠とした上で、その具体的規範として、結果のためには手段を選ばず、殺人を行うことも肯定されるとする「五仏の法則」を説き、殺人の実行も「マハームドラーの修行」として正当化されるとい
20 う反社会的で危険な教義を有していたところ、本団体に包摂された原告、A l e p h及びFらの集団は、いずれも上記の教義を継承し、Bが、タントラ・ヴァジラヤーナの考え方に基づく指導や五仏の法則の考え方に通じる指導を行ったり、A l e p h等の幹部が、構成員に対し、機関誌等を通じて、A及び同人
25 の説くオウム真理教の教義への絶対的な帰依を強く指導する一方、原告やA l e p h等の各構成員らも、それぞれ、上記教義に理解を示していたり、サリン

事件を正当化する考え方について理解を示しており、幹部構成員による指導方針がそれぞれ深く浸透している。

これらに鑑みれば、本団体においては、危険な内容を含む教義が、幹部構成員による説法、教材等を通して構成員に周知徹底されており、構成員においても、危険な内容を含む教義全体を正しいものとして受け入れ、その教義に従う意思を有しているものと認められる。そして、原告がAやオウム真理教の教義の危険性や過ちを記載した「基本理念」なるものを掲げていたとしても、団体規制法に基づく規制を潜脱するための表向きのものにすぎない。よって、殺人を暗示的に勧める本団体の危険な教義は、本団体の「綱領」に当たると認められ、原告を含む本団体は団体規制法5条1項4号に該当する。

(5) 団体規制法5条1項5号に掲げる事項に該当すること

本団体については、①サリン事件の首謀者であるAが本団体の活動に絶対的ともいえる影響力を有し、構成員がAを絶対的帰依の対象としていること、②サリン事件当時、Aを頂点とした上命下服の独自の閉鎖社会を構築していたことを基礎として組織的かつ秘密裏にサリン事件が計画、敢行されたところ、現在においても従前と同質の組織構造を継続して有しているほか、出家構成員を本団体管理下の施設に集団居住させて、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していること、③政治上の主義を推進するための武装化の過程でいわゆる「武器等製造法違反事件」を敢行して服役した構成員やその他犯罪に関与した構成員を含め、サリン事件が行われた当時に構成員であった者を本件更正決定時においても多数構成員として擁していること、④A l e p h及び原告の構成員らは、サリン事件に理解を示す発言をしていること、⑤武装化の過程で炭疽菌の散布等で重要な役割を果たしたBが、現在も本団体の役員として活動していること、⑥第5回更新決定後、本団体が、巧妙な手段による様々な勧誘活動を組織的に展開することにより構成員の総数を増加させるとともに、現金等の資産を大幅に増加させていることが認められること、⑦小中学生などの若年者

5 に対し、Aの説法に関する子供向けの教材を使用して教学させたり、立位礼拝などの修行を行わせたりして、A及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていることが認められることなど、本団体については、現在も、団体規制法5条1項1号から4号までに掲げる事項以外にも、「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実」がある
と認められる。

(原告の主張)

10 (1) かつて無差別大量殺人行為を行った団体及びその構成員といえども、そのような行為に再び及ぶおそれがない限り、通常の宗教団体又は一般市民として信教の自由等が保障されるべきであるから、その信教の自由等の制限が許される
ためには、当該団体が再び無差別大量殺人行為の準備行為を開始するという一
15 般的、抽象的な危険があるというだけでは足りず、その具体的な危険があるこ
とが必要であり、団体規制法5条1項各号の要件を満たすためには、当該団
体に再び無差別大量殺人行為の準備行為を開始するとの点についての具体的危険
性が必要であると解すべきである。

(2) 団体規制法5条1項1号該当性について

原告は、Aの意思を実現することを目的として組織されたものではなく、現
在もAの教義に絶対的に帰依することを説いているなどということもなく、A
やオウム真理教の修行体系と同様の体系を維持していることもない。被告が、
20 本団体がAの影響力を受けていると主張する根拠は、いずれもA l e p hに関
する事項であって、原告は無関係である。

したがって、原告は団体規制法5条1項1号に該当しない。

(3) 団体規制法5条1項3号該当性について

25 団体規制法5条1項3号にいう「役員」は、「団体の意思決定に関与し得る
者であって、当該団体の事務に従事するもの」と明確に定義されており、団体
の重要事項に関する最終意思決定者を構成する集団の一員であり、議決権のあ

る者を指す。また、当該無差別大量殺人行為が行われた時にその実行行為とは直接の関係を有しなかった役員が、当該団体において役員としての地位を有しているだけでは、当該団体が再び無差別大量殺人行為の準備行為に着手するおそれが常に存在するということとはできない。また、当該役員が現在も役員であるといえるためには、その者が再びAの指示により、又はその指示とは無関係に、無差別大量殺人行為に着手し得る権限ないし影響力を伴った地位にあることを要する。

サリン事件当時、オウム真理教においては、Aが単独で団体の意思決定をしており、実質的に役員はAのみであったのであり、Bは、モスクワに赴任しており、物理的にもサリン事件に係る意思決定に関与し得る立場になかった。Bは、団体の改革を牽引し、原告を安全な団体として形作り、個人崇拜の過ちを説いてきたのであり、現時点において、Bは、Aの指示を受けて、又は、その指示とは無関係に、無差別大量殺人行為に着手し得る権限や影響力を有していない。

よって、Bは、団体規制法5条1項3号の「役員」に該当しない。

(4) 団体規制法5条1項4号該当性について

原告は、本団体に含まれるものではない上、原告は、サリン事件を反省し、賠償を行い、その反省総括を内外で表明するなどしており、殺人を勧める綱領など全く有していない。オウム真理教のタントラ・ヴァジラヤーナ、五仏の法則、マハームドラーの教えを破った上で破棄し、それを内外で批判しており、これらは原告の綱領ではない。原告において綱領と呼べるものは、A及びオウム真理教の教義の危険性や過ちを明記した「基本理念」のみである。

よって、原告は、団体規制法5条1項4号に該当しない。

(5) 団体規制法5条1項5号該当性について

原告は、本団体に含まれず、被告の主張する①から⑧にも当然に該当しない。原告にAの影響力は及んでおらず、原告が、Aが認定した高位であるBの霊的

ステージの高さを認めているとか、閉鎖社会を構築しているなどということもない。原告は、サリン事件を正当化していることもなく、BがAを肯定する発言をしたこともない。

よって、原告は、団体規制法5条1項5号に該当しない。

5 3 争点(3) (原告を含む本団体について引き続き活動状況を継続して明らかにする必要があるか) について

(被告の主張)

本団体については、いずれの集団においても、第5回更新決定後も、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築しているほか、本件観察処分に基づく公安調査官の検査（以下、団体規制法7条2項又は14条2項所定の検査を「立入検査」という。）の際にも、公安調査官が来訪を告げてから十数分以上経ってようやく出入口の開扉に応じたり、公安調査官の質問に対して「答える義務はありません。」などと述べたり、あるいは無視したりするなどといった円滑な検査の遂行を妨げかねない非協力的な姿勢を組織ぐるみでとり、さらには、検査対象となるパソコンの電源を切ったり、団体施設において作成した検査対象となる会計帳簿のデータを、当該施設外に移動させて意図的に消去し、立入検査時における検査を不可能にするなど、公安調査官の検査に対し極めて不誠実な対応をとったことなどが認められるのであるから、本団体については、その活動実態を積極的に明らかにしようとはせず、その体質は依然として閉鎖的で透明性に欠ける。

20 また、本団体については、団体規制法5条3項に基づく公安調査庁長官宛ての報告書において、構成員の一部を殊更に記載せず、A l e p h及びFらの集団においては管理下にある施設の一部を、原告においては資産の一部を殊更に記載しないなど不正確な報告を繰り返したり、団体の活動の用に供される不動産の利用開始や用途変更に関する事項等について報告をしていないなど、報告義務の懈怠も繰り返している。加えて、A l e p hは、サリン事件の被害者に対して誠意ある対応を行っていく旨を表明しつつも、申立てから5年以上が経過した被害者支

(別表) は記載を省略